



財務大臣規定 No.32/PMK.010/2019 (“PMK-32”)

“サービス輸出に伴うVATについて”

2019年3月29日に公布および施行開始された財務大臣規定 No.32/PMK.010/2019 (“PMK-32”)により、VATの税率0%が適用される輸出サービスの対象範囲が拡大されました。当該規定は、従来の、税率0%が適用となるサービス輸出に関する規定である No.70/PMK.03/2010 (“PMK-70”) および No.30/PMK.03/2011 (“PMK-30”)は無効となります。

当該規定では、「サービスの輸出」について、インドネシア関税地域内でインドネシアの納税者が行うサービスを、インドネシア関税地域外で利用することと定義しています。このように、インドネシア関税地域外でサービスが利用される場合、当該サービスはVATの課税対象外となります (“PMK-70” や “PMK-30” の実施細則である国税総局長官通達 No. SE-49/PJ/2011の規定と一致)。

従来の規定と当該新規規定との違いは下記の通りです。

No.	サービスの種類	新規規定 (PMK-32)	従来の規定	注 釈
1	動産に関わるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 委託製造サービス</li> <li>b. 修理およびメンテナンス・サービス</li> <li>c. 物品の輸出に関わる貨物輸送サービス (“FFS”)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 委託製造サービス</li> <li>b. 修理およびメンテナンス・サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たにFFSが追加された</li> </ul>
2	不動産に関わるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アセスメント、計画、設計等の建設に関わるコンサルテーション・サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建設計画に関わるコンサルテーション・サービス</li> <li>b. 建設工事の実施サービス</li> <li>c. 建設に関わる監督サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新規規定には、建設工事および監督業務はVAT0%が適用となるサービス輸出に含まれていない</li> <li>• 但し、上記のサービスがインドネシア関税地域外で実施されれば、VATの課税対象にはならない</li> </ul>

No.	サービスの種類	新規規定 (PMK-32)	従来の規定	注 釈
3	その他サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 情報技術サービス</li> <li>b. 研究開発サービス</li> <li>c. 国際線や国際航路に使用する航空機や船舶のレンタル</li> <li>d. 各種コンサルテーション               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営および管理</li> <li>・ 法務</li> <li>・ インテリアおよび建築デザイン</li> <li>・ 人材紹介</li> <li>・ エンジニアリング</li> <li>・ マーケティング</li> <li>・ 会計</li> <li>・ 財務監査</li> <li>・ 税務</li> </ul> </li> <li>e. 国内の輸出希望企業の発掘および貿易サービス</li> <li>f. 双方向の接続、衛星および通信/データ接続のサービス</li> </ul>		<p>新しく追加されたVAT : 0%が適用されるサービス輸出。 但し、サービスが以下のいずれかによって、インドネシア関税地域外で利用されることが条件。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 直接または間接的に郵便もしくは電子メディアにより提供されている</li> <li>b. 関税地域外で利用できる権利の提供</li> </ul>

上記に加え、VAT: 0%を適用させるのに下記のすべての要件を満たす必要があります。

1. 書面による契約が締結されており、サービスの種類、詳細および価格の記載があること
2. 支払いが実施されていることを証明する資料があること

当該情報についての問合せ先:

## PT Sakura Mitra Perdana

西原健太 Director [nishihara@sakura-id.com](mailto:nishihara@sakura-id.com)  
三原あずさ Director [mihara@sakura-id.com](mailto:mihara@sakura-id.com)

Menara Rajawali Lt. 8,  
Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung,  
Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 2902 3417 / 18 / 19  
Fax : +62 21 2902 3410  
<https://sakura-id.com/>

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが作成した記事を、弊社が翻訳したものです。



### SSJK Consulting

The Boulevard Office, UG D-2  
Jl. Fachrudin Raya No. 5  
Jakarta Pusat 10250  
[www.ssjkconsulting.com](http://www.ssjkconsulting.com)

このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づいて作成しており、国税総局の見解が同じであることを保証するものではありません。実際に生じた個々の問題については、税務の専門家とご相談ください。